千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県立保健医療大学学則第１６条第２項及びキャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程第６条第２項の規定に基づき、キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

⑴　副学長

⑵　学部長

⑶　学生部長

⑷　事務局長

⑸　その他学長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事項）

第４条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　キャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下「キャンパス・ハラスメント等」という。）の防止に関する基本方針の策定に関する事項

⑵　キャンパス・ハラスメント等の防止に関する啓発及び研修に関する事項

⑶　キャンパス・ハラスメント等に関する相談に関する事項

⑷　その他学長が付託した事項に関する事項

⑸　その他キャンパス・ハラスメント等防止に関する事項

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、学長が指名する。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

（委員会の招集及び議長）

第６条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（議事）

第７条　委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の３分の２以上

の同意を必要とする。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

（補則）

第１０条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。